三十五　アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）分解能が八ビット以上のもの

（二）零下五四度より低い温度から一二五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

（三）気密封止したもの

ロ　電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）分解能が八ビット以上のもの

（二）零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

（三）イに該当する集積回路を組み込んだもの

三十六　振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）デジタル制御方式の振動試験装置であって、次の1及び2に該当するもの

1　試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のものであって、二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

2　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

（二）振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

1　（一）に該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、五キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

2　（一）に該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のもの

3　（一）に該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上となる振動を発生させるために二台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

ロ　マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる風洞（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ハ　燃焼試験装置であって、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ニ　飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）高度が一五、〇〇〇メートル以上の状態又は零下五〇度以上一二五度以下のすべての温度範囲の状態をシミュレートすることができるもの

（二）周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、試験体がない状態における加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの（加振力が五キロニュートン以上のものに限る。）又は基準音圧が二〇マイクロパスカルの場合の音圧レベルが一四〇デシベル以上の音を発生させることができるもの若しくは定格の音響出力の合計が四キロワット以上のもの

ホ　電子加速器であって、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

三十七　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第四号イに該当する物資（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資を設計するために設計したプログラムを有するものに限る。）

三十八　電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機若しくは第四号に該当する物資に使用することができるもの又はこれらの試験装置

三十九　集積回路、探知装置又はレードーム（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計した集積回路であって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

ロ　ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために設計した探知装置

ハ　五〇キロパスカルを超える圧力において一平方メートル当たり四、一八四キログラムを超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

第六条　検査法施行令別表の五の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　銃砲若しくはその他の装置であって、爆発物を発射し若しくは投下するもの（第十九号において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（ヘに該当するものを除く。）

イ　口径二〇ミリメートル未満の滑腔銃又は口径一二・七ミリメートル以下の銃砲（滑腔銃を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

（一）小銃

（二）カービン銃

（三）回転式けん銃

（四）けん銃

（五）短機関銃